

ポイント

施設の待機状態解消は現役世代にも恩恵大
保育の労働生産性は福祉事業の中でも低い
介護と保育の融合は人材の確保にもプラス

石川 和男 東京財団上席研究員

社会保障費は今年度で100兆円を超える規模となり、社会保障制度を盤石にするためにも財源確保は最大の政策課題だ。現在最も有効な対策とされるのが消費増税であり、政府・与党が進める「社会保障・税一体改革」でも有力な選択肢となりつつある。しかし、増税に頼るだけではすべからず、増税に頼るだけではない。増税によらない、すなわち力ネのからまない改革の推進も同時に進めるべきだ。本稿では、具体例を挙げなが

経済教室

ら、社会保障改革に寄与する一つの材料を提起したい。

社会保障 産業化の条件
規制緩和で収益性高めよ



石川 和男

確保する国策としても今後ますます重要となるだろう。介護については介護保険制度が2000年に開始されて以来、一般産業に比べて収益性は高くないが、民間企業の参入も多く、市場は順調に拡大しているといえる。しかし保育については一般的に、民間参入が認められていない事業の収益性が相当低く、事業の魅力があるとはいえない。厚労省所管の独立行政法人である福祉医療機構が融資す

介護・保育融合も一案

「待機状態」解消へ参入増を

る社会福祉法人の認可保育所2634施設について、同機構が09年度の経営実態を調査したところ、約2割が赤字になっている。また、事業活動収入から経費・減価償却費を引いた付加価値額を従業員数で割った労働生産性は386万円にとどまる。これに対し、ケアハウス(軽費老人ホーム)は438万円、特別養護老人ホームは458万円、介護老人保健施設は491万円であり、期待できない。

ない。保育への進出を検討する民間企業からは、円滑な事業参入のための規制緩和と要望が多く出されている。保育を社会福祉法人だけに委ねるのではなく、民間企業や非営利組織(NPO)の能力を積極的に活用していかねば、保育の担い手の増加は期待できない。その結果、待機児童数が高止まりしたままでは、現役世代の労働環境の改善も期待できない。

サービスを担う職員を別々に集めようとしても、おのずと限界がある。しかし介護・保育融合事業では、介護施設に保育施設が併設されているため、①介護サービス人材について子育て世代にまで求人対象が広がる②介護サービス職の女性が出産や育児のために退職しなくても済むケースが増える③2つの事業の融合という新規性に対する関係業界の人々の関心が高いので求人環境が良くなる――などのメリットがある。核家族化が進行する中で、祖父母世代と子ども世代の世代間交流というコミュニティを提供する場になることも期待できる。

だが融合事業を展開する際に障害となる制度があり、規制緩和が急務となっている。その最たる例が、一定要件を満たした事業所内保育施設に対する助成制度で、現行では1法人につき1事業所(保育所)しか対象にならない。これでは、相当数の介護事業所を持つ介護事業者が、事業所ごとに保育所を併設しようとは考えない。この1法人1保育所縛りを撤廃すれば、介護事業者が各事業所に保育所を併設しやすくなり、収益性の向上や人材の確保が円滑になると見込まれる。

介護や保育に関する実態面から考えると、介護は通所介護(デイサービス)、保育は国の小規模保育か地方自治体の独自制度(東京都の認証保育所など)で、これらの融合事業に期待が持てる。高齢者と子どもたちの交流といった観点から、介護の業態としては要介護度3以下の通所介護が望ましい。貞松氏は、既に千葉市保育ルームと連携した融合事業を始めている。介護稼働率が98%、保育満所率が95%と非常に良い実績を上げているという。

「待機老人」「待機児童」といわれるように、希望をしても介護サービスを受けられない高齢者や保育サービスを受けられない子どもがいる。厚生労働省によると特別養護老人ホームは全国に6千カ所あり、42万人が介護サービスを受けている。だがそこに入所できずに自宅などで介護サービスを受ける待機老人も同数の42万人で、平均2〜3年待ちの状態にある。高齢の認知症患者も今後10年間で現在の200万人から300万人に増える予想され、介護サービスへのニーズが一段と高まるのは確実だ。一方、厚労省の調査では、認可保育所に申し込んでも入

に保育所に入れない待機児童数ははるかに多い。乳幼児を持つ母親の就業希望をすべて満たすには、さらに100万人の保育ニーズに対応する必要があるとされる。こうした待機状態を解消することは、介護サービスや保育サービスを直接受ける高齢者や乳幼児だけでなく、現役世代への恩恵も大きい。現役世代にとって働きやすい環境を整えることは、女性の社会進出を後押しするだけでなく、少子高齢社会で労働力を

「社会保障・税一体改革成案」が示した
社会保障改革の具体策

Table with 3 columns: 現在, 目標, and 項目. Rows include 介護 (グループホーム, 居住系・在宅介護), 子ども・子育て (3歳未満児の保育利用率, 放課後児童クラブの利用率, 女性の就業率).

社会保障の一つである介護と保育はいずれも厚労省所管だが、担当部局が違うため施策は縦割りで実施される。他方、民間サイドでは新たな動きがはじまっている。介護と保

育を一体的にサービス提供しようという試みだ。この「介護・保育融合事業」に取り組むグローバルブリッジ(東京・墨田)の貞松成社長は「共働きの現役世代のニーズは高く、事業としても安定性がある」と、将来性を見込んでいる。一般的に事業に参入するかどうかを判断する際に重要な材料となるのは、投下資本利益率(ROI)である。介護も保育も、サービス提供に当たり高齢者や子どもに関して定員が決まっているため、利益には上限がある。そこで介護と保育を個別単独ではなく共同の事業とし、入り口、事務所、調理場、応接室などを共有させれば、その分だけ投資額を抑えられる。貞松氏によれば、こうした「介護と保育の融合」により、3割程度の投資削減が可能だという。

次に重要なのが人材の確保だ。介護、保育それぞれのサービスを受ける対象にならない。子ども手当の創設など子ども政策分野への公的資金の流れに大きな弾みがついた。しかし、現金支給策にはかり依存していることは、政策効果への疑問もさることながら、財源問題の壁に必ずぶち当たる。本稿で述べた介護と保育の融合への動きは、新たな発想による社会保障サービスの一つである。社会保障分野は決して単なる金食い虫ではなく、ビジネスチャンスにあふれた市場だといえる。政官民が一体となって、可能な部分から「社会保障産業化」を積極的に進めるべきだ。そのためには、民間企業の介護・保育への参入規制を大幅に緩和することが不可欠だ。こうした取り組みが社会保障分野における確かつ効率的な税金の使い方に直結し、ひいては「社会保障・税一体改革」を実現することにもつながると確信する。

いしかわ・かずお 65年生まれ。東大工学、旧通産省へ。専門は社会保障関連産業政策